

担うものとすることを規定する。~~【医療法及び同法に基づく政省令】~~

○ 医療法人が行うことのできる業務範囲を拡大（有料老人ホームの運営等）する。~~【医療法】~~

○ 公立病院の運営を、医療法人が指定管理者として積極的に担えるよう規定を明確化する。~~【医療法】~~

## ~~6.~~ 7. 医療を担う人材の養成と医療に従事する者の資質の向上

### （１）医療を担う人材の養成

○ 平成１０年に行われた医師の需給見通しにおいては、医師の需要を最大、医師の供給を最小に見積もっても、平成２９年（２０１７年）には医師が過剰になるという推計が示されている。医療の高度化、専門化等による需要面の変化や、医師の高齢化、女性医師の増加など供給面の変化など、その後の医療を取り巻く環境の変化や社会経済状況の変化等を踏まえた需給推計を行い、定量的な調査・分析を行うとともに、今後取り組む課題について検討する必要がある。

○ 歯科医師数については過剰な傾向にあるため、今後の歯科医師の需給バランスについて検討を行うことが必要である。

○ 薬剤師数については、薬学教育６年制の導入等の影響を踏まえ、需給の把握に努め、所要の検討を行うことが必要である。

○ 本年中に策定する新しい看護職員需給見通しを踏まえ、看護職員の養成・確保を計画的に進める必要がある。

○ このほか、医療を担う様々な職種の人材の確保と資質の向上に取り組む必要がある。また、国及び都道府県は、保健医療行政を担う職員の人材育成に努める必要がある。

### （２）医療に従事する者の資質の向上

○ 現行の法律では、医業停止を受けた医師等（被処分者）は、医業停止期間等を過ぎれば、特段の条件無く医業等に復帰することができるが、被処分者は、職業倫理の欠如や医療技術の未熟さ等があつて、期間を定めた医業停止等のみでは、十分な反省や適正な医業等の実施ができないことが指摘されている。